

瀬戸市訓令第6号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第2（第5条、第6条関係） 1から4まで <省略> 5 健康福祉部						別表第2（第5条、第6条関係） 1から4まで <省略> 5 健康福祉部					
主務課の 区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考	主務課の 区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
社会福祉 課	<省略> 生活保護等			<省略>		社会福祉 課	<省略> 生活保護等			<省略>	
			①生活保護の 開始、停止、 廃止及び却 下 ②保護費用の 返還額の決 定	①生活保護の 変更 ②被保護者に 対する指導 及び指示 ③要保護者に 対する検診 命令 ④要保護者の 居住場所へ の立入調査 ⑤要保護者若 しくは被保 護者又はこ					①生活保護の 開始、停止、 廃止及び却 下 ②保護費用の 返還額の決 定	①生活保護の 変更 ②被保護者に 対する指導 及び指示 ③要保護者に 対する検診 命令 ④要保護者の 居住場所へ の立入調査 ⑤要保護者及 び扶養義務 者の資産等	

これらの扶養
義務者に係
る資料の提
供等の請求

⑥生活保護の
方法

⑦保護施設長
及び被保護
者からの届
出の受理

⑧被保護者に
係る診療報
酬支払事務
の委託

⑨就労自立給
付金の支給

⑩保護費用の
繰替支弁

⑪遺留金品の
処分

⑫損害賠償請
求権の行使

の調査の嘱
託及び報告
の請求

⑥生活保護の
方法

⑦保護施設長
及び被保護
者からの届
出の受理

⑧被保護者に
係る診療報
酬支払事務
の委託

⑨保護費用の
繰替支弁

⑩遺留金品の
処分

			<p>⑬扶養義務者等からの費用の徴収</p> <p>⑭保護金品の返還免除</p> <p>⑮被保護者に係る後見人選任の請求</p> <p>⑯行旅病人及び行旅死亡人の取扱い</p>				<p>⑪扶養義務者等からの費用の徴収</p> <p>⑫保護金品の返還免除</p> <p>⑬被保護者に係る後見人選任の請求</p> <p>⑭行旅病人及び行旅死亡人の取扱い</p>
中国残留邦人等に対する支援給付等	<p>①支援給付の開始、停止、廃止及び却下</p> <p>②支援給付の返還額の決定</p>	<p>①支援給付の変更</p> <p>②被支援者に対する指導及び指示</p> <p>③要支援者に対する検診命令</p> <p>④要支援者の居住場所へ</p>		中国残留邦人等に対する支援給付等	<p>①支援給付の開始、停止、廃止及び却下</p> <p>②支援給付の返還額の決定</p>	<p>①支援給付の変更</p> <p>②被支援者に対する指導及び指示</p> <p>③要支援者に対する検診命令</p> <p>④要支援者の居住場所へ</p>	

の立入調査

⑤要支援者若しくは被支援者又はこれらの扶養義務者に係る資料の提供等の請求

⑥支援給付の方法

⑦保護施設長及び被支援者からの届出の受理

⑧被支援者に係る診療報酬支払事務の委託

⑨支援費用の繰替支弁

⑩遺留金品の処分

の立入調査

⑤被支援者及び扶養義務者の資産等の調査の囑託及び報告の請求

⑥支援給付の方法

⑦保護施設長及び被支援者からの届出の受理

⑧被支援者に係る診療報酬支払事務の委託

⑨支援費用の繰替支弁

⑩遺留金品の処分

				⑪損害賠償請求権の行使 ⑫扶養義務者等からの費用の徴収 ⑬支援金品の返還免除 ⑭被支援者に係る後見人選任の請求 ⑮配偶者支援金の支給					⑪扶養義務者等からの費用の徴収 ⑫支援金品の返還免除 ⑬被支援者に係る後見人選任の請求	
	<省略>		<省略>	<省略>		<省略>		<省略>	<省略>	
<省略>	<省略>		<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
こども家	<省略>			<省略>		こども家	<省略>		<省略>	
庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉		売店に係る協議、調査及び措置	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実情把握、相談、調査、指導等		庭課	母子及び寡婦福祉		売店に係る協議、調査及び措置	母子家庭及び寡婦の実情把握、相談、調査、指導等
	<省略>			<省略>			<省略>		<省略>	
<省略>	<省略>		<省略>	<省略>		<省略>	<省略>		<省略>	

6及び7 <省略>

6及び7 <省略>

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。